

令和3年6月18日開議

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和3年第2回

杵築市議会定例会追加議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※



## 目 次

- 議案第 5 2 号 令和 3 年度杵築市一般会計補正予算（第 4 号）  
－ 補 正 予 算 書 1 ペ ー ジ －
- 議案第 5 3 号 和解及び損害賠償の額の決定について  
－ 議 案 書 2 ペ ー ジ －
- 議案第 5 4 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて  
－ 議 案 書 4 ペ ー ジ －

## 議案第 53 号

### 和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 18 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

市は、市道の管理の瑕疵に起因して発生した事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を定める。

1 和解及び損害賠償の相手方

住 所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏 名 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

2 事故の概要

令和2年10月16日午前10時30分頃、杵築市山香町大字広瀬の市道大久線で、相手方の■■■■車が、業務を終え発進しようとした際、道路が長さ240cm、幅85cm、深さ60cmにわたり陥没し、車両右後部がその陥没箇所に落ちたため、車両が損傷した。

3 和解内容及び損害賠償の額

- (1) 市は、相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、1,428,075円を支払う。
- (2) 本件事故に関し、本和解内容のほか、市と相手方には一切の債権債務関係がないことを確認する。



